

<h2 style="margin: 0;">倉敷市立真備陵南高等学校 いじめ問題対策基本方針</h2>	令和6年4月 策定
--	-----------

### いじめに関する現状と課題

本校には多様な生徒が在籍しており、いじめられた経験のある生徒も多い。校内アンケート、担任によるいじめ調査の結果、嫌な思いをしたなど人間関係のトラブルは令和5年度25件認知されている。生徒数の増加もあり令和4年度の15件から大幅に増加している。各案件に対して早急に聞き取り、情報共有を行い、対策に努めた。中には反省文指導や特別指導につなげたケースを複数件あったため、生徒指導課と連携し、より一層の未然防止、早期発見を図る。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校を挙げた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも年団主任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・人権担当者や担任も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
  - ・いじめの早期発見のために月2回以上のいじめ調査。学校生活アンケートにて定期的に調査(5月・7月・12月)・生徒面談(4月・9月・1月)を行い、得られた情報を教職員間で共有し、スクールカウンセラーとともに組織的に対応する。
- 〈重点となる取組〉
- ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
  - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、情報モラルに関する授業・講演会を計画的に実施する。
  - ・保護者・地域・関係機関との継続的な連携を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携			
(連携の内容) ・学校評議員会や地域の協議会等において、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校便り・年団便り・教育相談便り・PTA総会資料等に、いじめ問題の各種相談窓口や教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 2px;">いじめ対策委員会</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">                     (いじめ対策委員会の役割)                      ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。                      (いじめ対策委員会の開催時期)                      ・年3回開催(4月・7月・3月)                      (いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)                      ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。                      (いじめ対策委員会の構成メンバー)                      ・校外                      スクールカウンセラー                      ・校内                      校長・教頭・生徒課長・特別支援教育コーディネーター・年団主任・養護助教諭・人権教育委員会主任                 </td> </tr> <tr> <th style="padding: 2px;">全 教 職 員</th> </tr> </table>	いじめ対策委員会	(いじめ対策委員会の役割) ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 (いじめ対策委員会の開催時期) ・年3回開催(4月・7月・3月) (いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達) ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 (いじめ対策委員会の構成メンバー) ・校外 スクールカウンセラー ・校内 校長・教頭・生徒課長・特別支援教育コーディネーター・年団主任・養護助教諭・人権教育委員会主任	全 教 職 員	(連携機関名) ・県教育委員会 ・倉敷市教育委員会 (連携の内容) ・重要事案への指導助言 ・ネットパトロールによる監視 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 (学校側の窓口) ・教頭  (連携機関名) ・倉敷警察署・玉島警察署・総社警察署・真備交番・青少年育成センター (連携の内容) ・定期的な情報交換、連絡会議等 (学校側の窓口) ・生徒課長
いじめ対策委員会					
(いじめ対策委員会の役割) ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 (いじめ対策委員会の開催時期) ・年3回開催(4月・7月・3月) (いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達) ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 (いじめ対策委員会の構成メンバー) ・校外 スクールカウンセラー ・校内 校長・教頭・生徒課長・特別支援教育コーディネーター・年団主任・養護助教諭・人権教育委員会主任					
全 教 職 員					

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	(教員研修) ・人権教育に関する校内研修において、いじめに関する内容を含んだ研修を実施する。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。 ・学校設定科目「わかたけ」の中で、ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れる。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において実施する。
②	(実態把握) ・年3回のいじめ把握のための調査(5・7・12月)を行い、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。また、けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。 (相談体制の確立) ・相談担当の教員を生徒に周知するとともに、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為を積極的に認知し、生徒情報フォルダに記入し、早急に情報共有し、徹底して解消に取り組む体制を作る。 ・生徒の状況については事実関係や、指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見るためのポイントを載せたパンフレットを作成し、配布する。
③	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対し支援を行う。 ・いじめに関わる行為が止んでいる場合においても被害者本人、保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことが出来るよう指導する。

【様式2】

倉敷市立真備陵南高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○いじめ対策委員会 ○職員会議(基本方針・指導計画の確認)	○全校集会・年団集会・学級づくりの取組 ○講演会(スマホ安全教室)	○担任による面談 ○いじめ調査	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(対策委員会)
5月	○PTA総会 ○クラス懇談	○ソーシャルスキルトレーニング(学校設定科目「わかたけ」)	○集団アセスメント(hyper-QU)の実施 ○学校生活アンケート(いじめ含む) 必要に応じて教育相談 ○いじめ調査	
6月	○しゃべり場(PTA)		○QUの検証 ○いじめ調査	
7月	○学校評議員会 ○いじめ対策委員会(取組の検証)	○年団集会 ○人権教育LHR	○学校生活アンケート(いじめ含む) 必要に応じて教育相談 ○保護者懇談 ○いじめ調査	○アンケート結果の検討 必要に応じて対処
8月				
9月		○全校集会・年団集会	○担任による面談 ○いじめ調査	
10月	○人権教育に関する校内研修		○いじめ調査	
11月	○しゃべり場(PTA)		○いじめ調査	
12月	○学校評議員会	○年団集会 ○人権教育LHR	○学校生活アンケート(いじめ含む) 必要に応じて教育相談 ○いじめ調査	○調査結果の検討 必要に応じて対処
1月		○全校集会・年団集会	○担任による面談 ○いじめ調査	
2月	○学校評議員会		○いじめ調査 必要に応じ生徒面談	○調査結果の検討 必要に応じて対処
3月	○いじめ対策委員会(年度のまとめ)	○年団集会		

年間を通して、行う取組

- ・担任による教育相談
- ・相談係による教育相談
- ・スクールカウンセラーによる教育相談
- ・発生事案への対処
- ・教職員による観察、情報の共有・共通理解
- ・いじめ調査の実施 (月2回以上)